

令和5年度

要 覧



オーテピア高知声と点字の図書館

OTEPIA Kochi Talking Book & Braille Library

TEL:088-823-9488 FAX:088-820-3218

〒780-0842 高知市追手筋2-1-1

令和5年6月

目 次

略年表	1
令和5年度運営方針	3
令和5年度実施計画	4
1 組織	7
2 施設	8
3 予算	9
4 令和4年度蔵書統計	10
5 令和4年度実施計画成果	12
6 関係条例・規則等	25

略年表

1967(S42)年	10月	高知点字図書館設置
	12月	第1回点訳奉仕者講習会・第1回録音奉仕者講習会開催
1968(S43)年	7月	「竹内寿亀点字文庫」開設
1969(S44)年	12月	「高知県点字文庫」開設
1972(S47)年	7月	県委託事業「第1回点訳奉仕員養成講座」開催
1974(S49)年	1月	県委託事業「第1回朗読奉仕員養成講座」開催
	11月	対面による読書会開始
1975(S50)年	3月	「すぐ読む会」発足 委託朗読スタート
1978(S53)年	9月	「祖父江良夫文庫」開設
1979(S54)年	4月	録音オープンリールテープのカセット化開始
1980(S55)年	11月	第1回対面朗読講習会開催
1981(S56)年	1月	対面朗読スタート
1983(S58)年	9月	「高知朗読奉仕者友の会」結成
1987(S62)年	10月	20周年記念式典及び講演会開催
1988(S63)年	1月	点訳奉仕者の会「高知ブライユの会」結成
1990(H 2)年	2月	日本アイ・ビー・エムのホストコンピューターとパソコン通信でつながる
1992(H 4)年	12月	旭食品株式会社より 1,000 万円の寄附を受け、高知点字図書館竹内基金設置
1994(H 6)年	11月	大原富枝文学館に大原作品の録音図書を送贈(60 タイトル 459 巻)
1997(H 9)年	5月	点字即時情報ネットワーク(JBニュース)事業を県より受託, JBニュース発行開始
	10月	30周年記念式典, 講演会, 福祉機器展開催。「30周年記念誌」発行
1999(H11)年	6月	デジタル録音図書読書機プレクストーク, CD録音図書貸出開始
2000(H12)年	4月	視覚障害者を対象としたパソコン講座開講
2007(H19)年	10月	40周年記念式典及び講演会, 三者交流会開催
2010(H22)年	4月	全国視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」運用開始

2011(H23)年	1月	故岡村洋子氏の遺言による寄附金を原資に高知点字図書館事業振興基金設置
	3月	新点字図書館基本構想策定
	7月	新図書館等複合施設整備基本計画公表
2012(H24)年	3月	新図書館等複合施設等基本設計公表
2014(H26)年	6月	第1回テキストデージー講習会開催
	9月	第1回対面音訳ボランティア養成講座, スキルアップ研修会を高知県立図書館と合同で開催
2015(H27)年	11月	新点字図書館の名称「オーテピア高知声と点字の図書館」に決定
2016(H28)年	4月	仮設市民図書館・点字図書館開設
	11月	新点字図書館サービス等検討委員会設置
2017(H29)年	3月	「オーテピア高知声と点字の図書館サービス計画」策定
	11月	50周年記念式典, 講演会, 三者交流会開催
	12月	オーテピア竣工, 引渡し
2018(H30)年	7月	オーテピア高知声と点字の図書館開館
	11月	第1回高知声と点字の図書館運営協議会開催
2019(H31)年	3月	高知桜ライオンズクラブから録音図書再生機46台(オーテピア高知図書館23台, 声と点字の図書館23台)の寄贈を受ける
2019(H31)年	4月	高知桜ライオンズクラブから寄贈を受けた録音図書再生機を活用し, オーテピア高知図書館と共同で県内の福祉施設, 特別支援学校(学級), 公立図書館に各種バリアフリー図書や読書機器等をセットで貸し出す「さくらバリアフリー文庫」サービス開始
2019(R元)年	12月	故祖父江良夫氏ご遺族から録音図書再生機12台の寄贈を受ける
2021(R3)年	7月	携帯型デージープレーヤー, マルチメディアデージー再生用タブレット, 触察3Dモデル貸出開始
2022(R4)年	3月	「第2期オーテピア高知声と点字の図書館サービス計画」策定
	4月	音声読み上げに対応した図書館向けの電子雑誌閲覧サービス「Kono Libraries(コノライブラリーズ)」の正式提供開始(高知図書館と共同実施)

令和5年度運営方針

～すべての人を『本』の世界へ～

県内には、障害、高齢、病気など様々な理由で活字図書での読書が困難な方が多くいます。

声と点字の図書館は、すべての人が読書を楽しめるように、録音図書や点字図書などのバリアフリー図書で読書を積極的にサポートしていきます。

1 第2期オーテピア高知声と点字の図書館サービス計画の推進

- ・ 「読書が困難な人」の読書・情報環境の充実
- ・ 視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実
- ・ 県民、市民との協働による読書・情報サービスの充実

2 「読書が困難な人」の読書・情報環境の充実への取り組み

- ・ 読書が困難な人が多く利用する施設等(福祉、教育、医療機関など)との連携・協力
- ・ 市町村図書館等との読書バリアフリーサービス連携・協力体制の構築
- ・ 読書バリアフリー推進事業の実施

3 視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実への取り組み

- ・ 高知県眼科医会の進めるロービジョンケア「高知家のいっぽ」の取り組み継続
- ・ 読書バリアフリー推進事業の実施(再掲)

4 県民、市民との協働による読書・情報サービスの充実への取り組み

- ・ 読書バリアフリーについての啓発やPR
- ・ ボランティアの養成及びスキルアップ等の講座を開催し、ボランティア活動の推進を図る。

令和5年度実施計画

【重点目標】

関係機関及び県内市町村図書館と連携，協力し，県下全域の読書困難者への読書支援を推進する。

I 「読書が困難な人」の読書・情報環境の充実

○成果指標：新規利用登録者数

○【令和5年度目標値：70人（令和4年度実績51人）】

4年度実績51人は，連携図書館登録6人（香南市4人，香美市2人）を含む。

取組内容

利用促進に効果的な当事者に関わる福祉・医療・教育関係機関・施設，市町村図書館等と連携，協力して読書困難者の読書環境の充実を図る。

1 読書が困難な人が多く利用する施設等（福祉，教育，医療機関など）との連携・協力

読書困難者の発見と当館への紹介など，当事者をサービスにつなげるサポートを担ってもらえる協力機関を募集等により確保する。

《障害者相談支援センター，地域包括支援センター，特別支援学校（学級），医療機関（眼科，リハビリテーション科等）》

2 市町村図書館等との読書バリアフリーサービス連携・協力体制の構築

サピエ図書館の導入などバリアフリーサービス実施を予定している市町村図書館と連携・協力して地域の読書困難者へサービスを提供する。

3 読書バリアフリー推進事業の実施

読書バリアフリー法関連の国補助事業（障害者 ICT サポート総合推進事業，地域における読書バリアフリー体制強化事業）を活用し，録音図書再生機の貸出，ICT 活用支援，携帯型デジプレーヤー，マルチメディアデジ再生用タブレットの貸出など，障害者がより手軽にバリアフリー図書を利用できるサービスを実施する。

Ⅱ 視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実

○成果指標:視覚障害等に関する相談件数

○令和5年度目標値:300件(令和4年度実績246件)

第2期サービス計画(令和4年度～8年度)では年間300件を目標とする。

取組内容

○高知県眼科医会の進めるロービジョンケア「高知家のいっぽ」の取り組み継続

開催日	行事内容	備考
9月18日(予定)	ルミエールフェスタ (視覚障害者向け福祉機器展示会, 盲導犬教室, 触察3Dモデル体験講習等)	4階ホール・集会室・研修室
10月1日(予定)	目の健康講座(高知県眼科医会主催)	4階ホール・集会室・研修室

○読書バリアフリー推進事業の実施(再掲)

特にICT活用などについて, 視覚障害, ロービジョン対象のメニューを充実させる。

Ⅲ 県民・市民との協働による読書・情報サービスの充実

○成果指標:ボランティアによる図書製作数

○【令和5年度:目標値】ボランティアアンケートによる図書製作数

図書製作数(タイトル数): ボランティア活動調査による図書製作数の集計

点字図書	230	テキストデージー	5
録音図書	116	マルチメディアデージー	5

取組内容

○読書バリアフリーについての啓発やPR

○ボランティアの養成及びスキルアップ等の講座を開催し, ボランティア活動の推進を図る。

(図)⇒オーテピア高知図書館連携

	開催日	行事内容	備考
啓発・PR	5月11日～5月31日	パネル展示「ボランティア活動紹介・養成講座募集」	1F 休憩コーナー 展示スペース
	7月下旬～各戸配布	高知市広報あかるいまち8月号 市役所の推しごと「録音図書の貸出サービス」	
	9月23日	オーテピア開館5周年事業 読書バリアフリー研究会(図) 伊藤忠記念財団:共催	4F 集会室・研修室
	10月12日～11月1日	パネル展示「(仮)サービス紹介」	1F 休憩コーナー 展示スペース
	11月12日	バリアフリー映画会(図)	4F ホール
	1月18日～1月31日	パネル展示「(仮)サービス紹介」	1F 休憩コーナー 展示スペース
ボランティア活動推進	6月17日～3月	点訳ボランティア養成講座	4F 集会室他
	7月16日	読みの調べ方講座(ボランティア対象)(図)	4F ホール
	8月5日～3月16日	音訳ボランティア養成講座	4F 研修室他
	12月10日(予定)	対面音訳スキルアップ講座(図)	4F 研修室
	1月20日(予定)	デジタル資料製作ボランティア養成講座	1F 会議室

1 組織

高知市健康福祉部 福祉事務所 声と点字の図書館

16名(正職員8名 再任用副主幹1名 任期付短時間勤務職員2名
会計年度任用職員5名)

- ・ 館長:視覚障害者生活訓練指導員
- ・ 副館長(兼)点字図書館担当係長事務取扱
- ・ 再任用副主幹(司書):利用促進, 図書館等関係機関連携
- ・ 主任:マルチメディア・テキスト(デージー)担当, 対面音訳サービス
- ・ 主任:利用促進, 図書館等関係機関連携, 広報担当
- ・ 主任:音訳担当, 出前講座等啓発・PR
- ・ 主査:情報支援担当, 対面音訳サービス
- ・ 主査:点訳担当, 出前講座等啓発・PR
- ・ 主査(司書):利用促進, 図書館等関係機関連携, 広報担当
- ・ 専門員(司書)2名:貸出・読書支援(※任期付短時間勤務職員)
- ・ 会計年度任用職員 5名
点訳担当1名, 音訳担当2名, デジタル担当1名, 職員業務補助1名

- ・ 併任職員:高知県障害福祉課課長補佐

○高知市事務分掌規則(平成12年4月1日規則第51号)抜粋

声と点字の図書館

- (1) 点字図書, 録音図書等に関すること。
- (2) 点訳・音訳その他声と点字の図書館ボランティアの育成及び支援に関すること。
- (3) 視覚障害者等への情報支援に関すること。
- (4) 声と点字の図書館の運営管理に関すること。

2 施設

- 設立年月日 平成 30 年 7 月 24 日
- 所在地 高知市追手筋2丁目1-1 オーテピア1階
- 休館日: 月曜日(祝日の場合は開館) / 毎月第3金曜日(8月及び祝日を除く) / 資料特別整理期間(8月中に4日間) / 年末年始(12月29日～1月4日)
- 開館時間: 火曜～金曜(午前9時～午後8時) / 土曜(午前9時～午後6時※7・8月は午後8時まで) / 日曜・祝日(午前9時～午後6時)

○諸室

室名	面積(m ²)	室名	面積(m ²)
閲覧室	112.45	録音室(前室)	14.89
会議室	54.01	録音室(1)	6.5
対面音訳室 1	7.39	録音室(2)	7.09
対面音訳室 2	6.52	録音室(3)	6.5
対面音訳室 3	7.75	録音室(4)	7.09
相談室 A	18.36	事務室	51.66
相談室 B	6.83	発送・作業室	41.56
ボランティアスペース	77.86	印刷・製本室	18.63
校正室	17.07	録音図書用書庫	68.69
編集室(1)	9.33	男子更衣室	4.37
編集室(2)	7.11	女子更衣室	10.73
保管庫	21.67	点字書庫	189.89
上記小計			773.95
廊下・トイレその他			143.99
合計			917.94

○設備・備品

室名等	設置備品・機器等
閲覧室	音声パソコン, デイジー図書再生機, デイジー図書再生用タブレット, 点字ディスプレイ他
視覚障害者向機器展示コーナー	拡大読書器各種, ルーペ各種, 音声時計・体重計・体温計, 活字読上げ装置, ロービジョン筆記用具, 便利グッズ他
ボランティアスペース	点訳・デジタル資料製作用パソコン, スキャナー, 自動ページ読取機
録音室	録音ブース, 録音機材
印刷・製本室	点字プリンタ
バリアフリー設備	点字ブロック, 音声案内, 磁気ループ(補聴)

3 予算

事業名	令和4年度予算		決算	令和5年度 予算(当初)
	予算			
	当初	補正・ 流用後		
声と点字の図書館運営協議会委員報酬	130	130	122	130
職員給与費	71,758	68,258	67,858	70,832
会計年度任用職員給与費 (点字情報ネットワーク事業の1名分含む)	4,673	6,234	6,706	4,836
事務費(5年度から運営事業費へ統合) ・研修会派遣等	473	473	554	-
施設管理費 ・光熱水費, 施設維持管理費	8,266	8,349	8,344	8,952
運営事業費 ・図書製作, 貸出, 広報誌郵送等	1,448	1,574	1,577	1,703
点字情報ネットワーク事業費 ・点字ニュース発送	102	102	113	106
声と点字の図書館ボランティア養成事業費 ・点訳・音訳ボランティア養成	1,713	1,713	1,493	1,662
視覚障害者情報支援事業費 ・ルミエールフェスタ, 講座, 相談等	119	119	61	411
声と点字の図書館利用促進事業費 ・各種バリアフリー図書購入 ・電子雑誌閲覧サービス等	838	838	932	1,108
声と点字の図書館ボランティア活動推進事業費 ・ボランティアスキルアップ研修 ・ボランティア活動支援	4,116	3,907	3,456	3,950
読書バリアフリー推進事業費	1,500	1,500	1,500	1,074
声と点字の図書館竹内基金積立金	8	8	0	6
声と点字の図書館事業振興基金積立金	33	33	1	32
合計	95,177	93,238	92,717	94,802

4 令和4年度蔵書統計 (令和5年3月31日時点)

点字図書		冊数	タイトル数	割合 (%)
0	総記	711	224	1.85
1	哲学・宗教	1,565	476	3.94
2	歴史・地理	3,747	820	6.79
3	社会科学	4,813	1,544	12.78
4	自然科学	4,462	1,621	13.41
5	技術	1,233	585	4.84
6	産業	555	183	1.52
7	芸術	1,230	450	3.72
8	言語	1,923	494	4.09
9	文学	17,889	5,221	43.20
	その他※	1,451	467	3.86
計		39,579	12,085	100.00

- (凡例)
- ・ 区分はサピエ図書館におけるNDC分類による
 - ・ 児童書を含む
 - ・ 割合はタイトル数による
 - ・ その他※
高知県関係, サピエ NDC 未分類等

録音図書	カセット図書			CD録音図書		
	巻数	タイトル数	割合 (%)	枚数	タイトル数	割合 (%)
0 総記	1,167	522	5.64	274	274	3.16
1 哲学	2,509	486	5.25	251	250	2.89
2 歴史	4,287	675	7.30	395	395	4.56
3 社会科学	3,121	550	5.95	645	642	7.42
4 自然科学	2,551	636	6.88	701	691	7.98
5 技術	1,058	304	3.29	184	184	2.13
6 産業	376	79	0.85	102	102	1.18
7 芸術	1,249	261	2.82	243	243	2.81
8 言語	190	51	0.55	37	37	0.43
9 文学	31,405	4,818	52.09	5,559	5,555	64.17
その他※	3,385	868	9.38	301	283	3.27
計	51,298	9,250	100.00	8,692	8,656	100.00

マルチメディアデジタル図書		枚数	タイトル数	割合(%)
0	総記	3	3	0.44
1	哲学	9	9	1.32
2	歴史	5	5	0.74
3	社会科学	48	48	7.08
4	自然科学	21	21	3.10
5	技術	4	4	0.59
6	産業	4	4	0.59
7	芸術	72	72	10.62
8	言語	12	12	1.77
9	文学	340	340	50.15
	その他※	160	160	23.60
計		678	678	100.00

5 令和4年度実施計画成果

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったものは「(コロナ中止)」と記載

【重点目標】

関係機関及び県内市町村図書館と連携，協力し，県下全域の読書困難者への読書支援を推進する。

I 「読書が困難な人」の読書・情報環境の充実

○成果指標：新規利用登録者数

○【令和4年度目標値：60人（令和3年度実績44人）】

令和4年度は令和元年度実績数(62人)への回復を目標とする。

○成果 新規利用登録者数 51人 達成率 85%

- ・新規登録者数 45人
- ・連携協力図書館新規利用登録者6人(香南市4人，香美市2人)

○評価・分析

- ・声と点字の図書館登録者数は前年度とほぼ同数(44人→45人)。
- ・視覚障害者についても前年度とほぼ同数(24人→26人)。
- ・その他の障害者については高知市以外の市町村の新規利用登録者が0人。
- ・令和4年度から読書バリアフリーサービスを開始した香南市，香美市では新規利用登録者が6名。
- ・高知市障害者相談支援センター(4か所)との連携協力事業を令和5年1月から開始したが，当該センターからの利用者紹介等の実績はなかった。
- ・従来 of 取組では利用登録者は45人前後で頭打ちの状況である。

○課題

- ・令和4年度から開始した福祉機関等の連携や，市町村図書館での読書バリアフリーサービス実施などの取組をさらに拡大していくことが必要である。
- ・特に福祉機関等との連携については，障害者，高齢者及び障害児の利用促進に効果的な連携先を検討する必要がある。

<新規登録者数>

()内は(高知市:高知市以外)

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
新規登録者		85人 (47:38)	62人 (39:23)	44人 (24:20)	44人 (30:14)	45人 (29:16)	
内 訳	視覚障害	47人(21:26)	27人(18:9)	31人(16:15)	24人(16:8)	26(13:13)	
	その他の 障害	22人(16:6)	16人(9:7)	4人(3:1)	12人(10:2)	7人(7:0)	
	内 訳	肢体	13	5	2	3	3
		知的	1	3	0	4	1
		発達	4	5	1	5	2
		精神	3	0	0	0	1
		聴覚	0	1	1	0	0
		その他	1	1	0	0	0
	※読書困難		16人(10:6)	19人(12:7)	9人(5:4)	8人(4:4)	12人(9:3)
	内 訳	①	14	17	8	8	8
②		2	2	1	0	3	
③		0	0	0	0	1	

※読書困難

- ①活字をそのままの大きさと読めない、長時間集中して読めない
- ②目で読んでも文字や内容がわからない又は内容を記憶できない
- ③本を持つことやページをめくることが困難

連携協力市町村図書館における新規利用登録者数 6人

- ・香南市野市図書館 4人(視覚障害1, 知的障害1, 読書困難2)
- ・香美市立図書館 2人(視覚障害2)

<取組実績>

1. 市町村図書館のバリアフリーサービス実施支援

(1) 香南市野市図書館（8月～）、香美市立図書館「かみーる」（11月～）サービス開始

両館に対し、サービス開始をサポート（予算資料等作成支援、サピエ図書館加入、サービス要綱等の作成、録音図書再生機、タブレット貸出、PRパンフレット制作、図書貸出業務等）

(2) バリアフリーサービス出前研修

・梶原町雲の上の図書館（10月18日）

「誰一人取り残さない！オーテピアの読書バリアフリーサービス」

図書館職員、高齢・障害担当課職員 計10名参加

・四万十町「令和4年度 第3回生涯読書活動推進計画策定委員会」（3月28日）

読書バリアフリー法及びサービス内容等について（オンライン研修）

策定委員、事務局（文化的施設整備推進室）職員

(3) 市町村図書館へのバリアフリーサービス実施支援事業案内送付（11月）

支援申込図書館3館（梶原町、安芸市、四万十町）

令和5年度からサービス開始予定

2. 福祉関係機関等との連携

(1) 高知市障害者相談支援センター（4か所）との連携協力事業

令和5年1月から開始。

事業内容：各センターでの面談、訪問時に読書困難者を把握 →本人了承を得て声と点字の図書館へ当事者紹介 →声と点字の図書館から当事者へ連絡、訪問

(2) 高知ふくし機器展「バリアフリーフェスティバル2022」（11月18、19日）への出前図書館（オーテピア高知図書館合同）

3. 来館者数など

・来館者数 令和4年度 41,830人（令和3年度 38,952人）

・視察・見学数

学校見学 50校 2,909人 その他視察見学 25件 257人

・インターンシップ・実習受入れ 2件 4人

4. 電子雑誌閲覧サービス「Kono Libraries」

オーテピア高知声と点字の図書館・オーテピア高知図書館において、障害者サービス及び多文化サービス向上のため令和4年4月1日から正式導入（令和3年7月から試行導入）。

・インターネットを利用して個人のスマートフォン、タブレット等で24時間、いつでもどこでも電子雑誌を閲覧

- ・視覚障害者等の読書困難者へのバリアフリー対応機能(音声読み上げ, 文字拡大, 高コントラスト)や, 国内雑誌だけではなく外国語雑誌の提供など在住外国人等の外国語母語者も利用できる。
- ・実績 累積利用者数 1,814 人(令和5年3月31日現在)
読まれた雑誌号数 10,346 号

5. 読書バリアフリー推進事業

読書バリアフリー法関連の国補助事業(障害者 ICT サポート総合推進事業)を活用

(1) 利用者等へのデジター図書再生機等貸出回数 合計 226 回

- ・デジター図書再生機(個人 37 回 団体 22 回)
- ・携帯型デジタープレーヤー(個人 203 回 団体 30 回)
- ・アンドロイドタブレット(個人 36 回 団体8回)
- ・iPad(個人2回 団体 30 回)

(2) 利用相談, 指導, トラブルサポートなどの件数

	視覚障害	その他の障害など	団体	合計
読書情報機器関係(デジタープレーヤーなど)	35	7	3	45
福祉機器相談 (拡大読書器, 文書読み上げ器, 音声表示機器など)	45	2	3	50
情報機器関係 (PC, スマホ, タブレットなど)	56	5	0	61
合計	136	14	6	156

(3) サピエ利用支援(新規登録者5人)

(4) ICT サポーター講習(障害者の身近な家族, 教員等を対象にサピエ図書館の利用や ICT 利活用をサポートできる人材を養成:20 人)

Ⅱ 視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実

○成果指標:視覚障害等に関する相談件数

○令和4年度目標値:300件(令和3年度実績315件)

第2期サービス計画において計画期間中の目標値(相談件数)を年間300件に設定
※視覚障害以外のその他の障害,福祉施設等,その他の相談等も含む。

○成果 相談件数 246件 達成率 82%

○評価・分析

昨年度実績から69件減。大きな要因として,貸出用録音図書再生機などの読書情報機器関係が34件減,パソコン,スマホ,タブレット等の情報機器関係が30件減となっている。

録音図書再生機については故障等によるトラブル対応が少なくなっており,相談件数減は良い結果といえる。スマホ,タブレットについては利用者の関心も高いと思われるので講習会の開催などを検討する必要がある。

○課題

スマートフォンなどの情報機器関係の体験会や講習会の開催,個別相談への対応など相談指導体制の充実を図る必要がある。

<取組実績> ※()内は令和3年度実績数

1 視覚障害者(ロービジョン含む) 198(243)件

※訪問28件,来館95件,電話74件,メール0件,その他1件

市内155件 市外42件 県外1件

【相談等件数】

①図書利用 26(25)件 ②読書情報機器関係 35(66)件 ③福祉機器相談 45(43)件

④情報機器関係 56(80)件 ⑤福祉サービス 10(4)件 ⑥その他 26(25)件

○上記のうち 眼科からの紹介(高知家のいっぽも含む) 9(12)件

・町田病院4件 ・田内眼科3件 ・すぎもと眼科1件 ・仁淀病院1件

2 その他の障害等 24(41)件

※訪問5件,来館12件,電話7件,メール0件,その他0件

市内22件 市外2件

【相談等件数】

①図書利用7(18)件 ②読書情報機器関係7(10)件 ③福祉機器相談2(2)件

④情報機器関係5(10)件 ⑤福祉サービス0(0)件 ⑥その他3(1)件

3 福祉施設, 特別支援学校, 医療機関 22(26)件

※訪問3件, 来館8件, 電話 11 件, メール0件, その他0件

市内 13 件 市外9件

【相談等件数】

- ① 図書利用7(15)件 ②読書情報機器関係3(3)件 ③福祉機器相談3(1)件
④情報機器関係0(1)件 ⑤福祉サービス0(2)件 ⑥その他9(4)件

4 その他 2(5)件

※来館1件, 電話1件

<取組実績>

- ・盲学校高等部生徒 1 名 職場体験（インターンシップ）受入（5月31日～6月2日）
- ・ルミエールフェスタ（視覚障害者向け福祉機器展示会）は新型コロナ感染拡大により中止。盲導犬教室のみ開催（9月17日）オーテピア4階研修室 2回開催 参加者合計 82 名
- ・網膜色素変性症講演会&交流会でのスマートスピーカー体験講座（8月20日）声と点字の図書館会議室（会場参加4名 Zoom参加4名）
- ・高知県目の健康講座（高知県眼科医会主催）への協力（10月2日）
- ・視覚障害オンライン講座（ルミエールサロン主催）への参加（10月27日, 12月9日）
- ・広報あかるいまち2月号記事掲載
「見えない・見えにくいことを補助する福祉用具」

Ⅲ 県民・市民との協働による読書・情報サービスの充実

○成果指標:ボランティアによる図書製作数

○【令和4年度:目標値】ボランティアアンケートによる図書製作数

図書製作数(タイトル数): ボランティア活動調査による図書製作数の集計

点字図書	220	テキストデージー	5※
録音図書	123	マルチメディアデージー	5※

※テキスト・マルチメディアデージー図書は製作体制構築中につき参考値

○成果(次表のとおり)

図書製作(タイトル数)

※()内は目標値

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	達成率
点字図書	236	290(194)	296(210)	322(220)	146.4%
録音図書	63	88(71)	103(94)	63(123)	51.2%
テキスト デージー	0	3(5)	3(5)	3(5)	60.0%
マルチメディア デージー	0	4(5)	8(5)	9(5)	180.0%

○評価・分析

録音図書については目標を下回ったが、点字図書やマルチメディアデージー図書は目標値を超える製作数となった。

○課題

今後も現在の図書製作数を維持継続できるように取り組んでいくことが必要。

<取組実績>

1 啓発・PR

(図)⇒オーテピア高知図書館と連携

開催日	行事内容	備考
5月1日～25日	パネル展示「ボランティア活動紹介・養成講座募集」	1F休憩コーナー 展示スペース
6月1日～25日	児童自由研究事例紹介「こどもの目でみた点字の世界」	声と点字の図書館 閲覧コーナー
7月7日	大方高校:教育研究授業(数学:点字を題材に順列・組合せについて)点字の歴史, 仕組みの導入部分を講義	生徒3名, 教員4名
7月14日～8月3日	パネル展示「点字の世界へいらっしやい」	1F休憩コーナー 展示スペース
8月16日	点字教室(高知市行政出前講座:あなたに届け隊 出前講座) はりまや橋小学校放課後児童クラブ	児童34名, 支援員6名
9月25日	イオンモールのSDGsフェス出展 点字で名刺づくり, バリアフリー図書体験(図)	イオンモール
10月27日～11月9日	パネル展示「読書のカタチをえらべるバリアフリー図書」	1F休憩コーナー 展示スペース
10月27日	高知市立五台山小学校(人権学習)	生徒73名, 教員10名
11月19日	研究授業(人権学習)に向けて, 点字の歴史, 仕組み, 点字器の使い方, 視覚障害について説明	高須小学校教諭2名
11月19日	まちゼミ 点字体験と点字用紙バッグ作り	1階会議室 12名

11月27日	バリアフリー映画会（図） 「ミッドナイト・バス」音声ガイド、字幕付き映画	4F ホール
12月14日	バリアフリー図書貸出及び操作説明（図）	高知市立高知特別支援学校
1月下旬～各戸配布	高知市広報あかるいまち2月号「見えない・見えにくいことを補助する福祉用具」	
2月2日	点字教室（高知市行政出前講座：あなたに届け隊 出前講座） マルナカ高知インター店「紡」	マルナカ高知インター店「紡」 施設職員2名，利用者6名
2月11日	「誰もが読書を楽しむために ～図書館のバリアフリーを考える～」 パネルディスカッション参加	高知県教育委員会生涯学習課主催（南国市役所）

2 ボランティア活動

(1) 登録ボランティア数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
点訳	86人	87人	87人	99人	110人
音訳	82人	87人	84人	84人	92人
※対面音訳	86人	99人	77人	65人	63人
※デジタル資料製作	40人	32人	32人	28人	37人

※音訳、点訳ボランティアとの重複者あり。

(2)ボランティア養成講座受講者

()内は修了者数

年度	講座 定員	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
点訳	15人	20(13)人	14(9)人	18(12)人	16(9)人	13(11)人
音訳	15人	22(18)人	12(11)人	16(12)人	15(14)人	11(9)人
デジタル 資料 製作	10人	16(14)人	9(9)人	実施せず	8(7)人	4(4)人

(3)ボランティア活動推進

(図)⇒オーテピア高知図書館連携

開催日	行事内容	備考
6月18日～3月	点訳ボランティア養成講座(13名)	4F 集会室他
7月10日	読みの調べ方講座(ボランティア対象) (図)(18名)	4F ホール
8月28日	対面音訳スキルアップ講座 (図) (11名)	4F 研修室
8月6日～3月	音訳ボランティア養成講座(11名)	4F 研修室他
1月21日	デジタル資料製作ボランティア養成講座 (4名)	1F 会議室

○その他実績

1 利用登録者の状況

○登録者数

()内は5年以上利用がない人を除いた人数

年度	高知市内	高知市以外	県内合計	県外	合計
令和4年度	424人 (320人)	276人 (200人)	700人 (520人)	89人 (20人)	789人 (540人)
令和3年度	403人 (304人)	266人 (192人)	669人 (496人)	88人 (19人)	757人 (515人)
令和2年度	382人 (290人)	253人 (182人)	635人 (472人)	88人 (21人)	723人 (493人)
令和元年度	366人 (276人)	238人 (168人)	604人 (444人)	90人 (25人)	694人 (469人)
平成30年度	342人 (251人)	219人 (153人)	561人 (404人)	92人 (26人)	653人 (430人)

○県内市町村別登録者数(令和4年度)

圏域別		累計	実人数	新規	圏域別	累計	実人数	新規	
高知市		424	320	29	土佐市	21	17	1	
安芸	室戸市	3	2	0	中央西	いの町	19	15	1
	安芸市	17	14	1		仁淀川町	5	5	1
	東洋町	2	2	0		佐川町	7	5	1
	奈半利町	4	3	0		越知町	9	4	1
	田野町	3	3	0		日高村	23	11	0
	安田町	4	4	0		計	84	57	5
	北川村	2	2	0		高幡	須崎市	15	10
	馬路村	0	0	0	四万十町		8	6	0
	芸西村	4	2	0	梶原町		3	2	1
	計	39	32	1	津野町		4	3	1
				中土佐町	5		4	0	
中央東	南国市	29	21	2	計	35	25	3	
	香美市	16	14	2	幡多	四万十市	15	10	1
	香南市	18	17	0		宿毛市	10	6	0
	本山町	3	2	0		土佐清水市	13	7	2
	大豊町	0	0	0		黒潮町	5	3	0
	土佐町	3	3	0		大月町	4	1	0
	大川村	1	1	0		三原村	1	1	0
	計	70	58	4		計	48	28	3
				高知市以外	276	200	16		
				合計	700	520	45		

「実人数」5年以上利用がない人を除いた人数

2 図書及び利用状況

(1)貸出数(タイトル数)

年度		平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
点字図書		669	740	1,080	904	870
録音図書	カセット	392	338	320	256	222
	デージー図書	6,334	6,876	7,207	6,015	5,372
	コンテンツ提供	10,027	12,197	12,462	13,566	12,992
マルチメディアデ ィー	マルチメディア デージー	229	556	487	313	416
	コンテンツ提供 (※)	4	4	28	565	510

※「コンテンツ提供」は他館製作デージー図書・マルチメディアデージー図書のデータをサピエ図書館からダウンロードしての貸し出し

(2)サピエ図書館利用状況

○個人会員登録者数

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数	119 人	137 人	145 人	158 人	163 人

○個人会員図書データダウンロード利用回数

年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
点字データ	4,409 回	3,396 回	3,538 回	4,371 回	2,983 回
音声デージー	23,068 回	27,347 回	29,333 回	31,787 回	32,924 回
テキストデージー	1,900 回	2,452 回	3,266 回	2,309 回	2,245 回
マルチメディア	43 回	33 回	45 回	25 回	46 回

3 対面音訳サービス ※オーテピア高知図書館と合同実施

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施数	956 回	1,065 回	653 回	929 回	984 回
実利用人数	15 人	15 人	15 人	13 人	15 人

6 関係条例・規則等

○高知市立点字図書館条例

(昭和 42 年 8 月 1 日条例第 41 号)

改正 昭和 42 年 10 月 26 日条例第 49 号昭和 47 年 6 月 24 日条例第 39 号

平成 19 年 10 月 1 日条例第 42 号 平成 29 年 10 月 1 日条例第 53 号

平成 31 年 1 月 1 日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 28 条第 2 項の規定に基づいて、本市に点字図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 点字図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高知声と点字の図書館

位置 高知市追手筋二丁目 1 番 1 号

(事業)

第 3 条 点字図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 点字・録音図書記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下「視覚障害者等」という。)の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること。
- (2) 点訳・音訳ボランティアその他点字図書館ボランティアの育成及び支援を図ること。
- (3) 視覚障害についての相談、支援等に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、第 1 条の設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第 4 条 点字図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 火曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。)に規定する休日に当たる場合を除く。) 午前 9 時から午後 8 時まで
- (2) 土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日 午前 9 時から午後 6 時まで

(休館日)

第 5 条 点字図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は、臨時に開館することができる。

- (1) 月曜日(祝日法に規定する休日に当たる場合を除く。)
- (2) 毎月(8 月を除く。)第 3 金曜日(祝日法に規定する休日に当たる場合を除く。)
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日
- (4) 8 月中において 4 日の範囲内で市長が指定する日

(使用料)

第6条 点字図書館の利用については、使用料を徴収しない。

(入館の制限及び退館)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、点字図書館への入館を拒否し、又は点字図書館から退館させることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は点字図書館の資料、施設若しくは設備器具等を汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき。
- (2) 管理上必要な指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入館させることが適当でない認められるとき。

(損害の賠償等)

第8条 点字図書館を利用した者が、点字図書館の資料又は施設若しくは設備器具等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(高知声と点字の図書館運営協議会)

第9条 点字図書館の運営に関し市長の諮問に応ずるとともに、点字図書館が行う事業につき、市長に対して意見を述べる機関として、高知声と点字の図書館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 視覚障害者等の関係団体の代表者等
- (2) 視覚障害者等の福祉、医療及び教育並びにボランティア活動等の関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(附則等省略)

○高知市立点字図書館条例施行規則

(昭和 50 年 1 月 1 日規則第 1 号)

改正 昭和 50 年 11 月 1 日規則第 84 号昭和 61 年 2 月 1 日規則第 7 号
昭和 61 年 5 月 1 日規則第 35 号 平成 12 年 4 月 1 日規則第 16 号
平成 19 年 4 月 1 日規則第 44 号 平成 26 年 3 月 1 日規則第 14 号
平成 27 年 4 月 1 日規則第 50 号 平成 29 年 5 月 18 日規則第 100 号
平成 30 年 7 月 24 日規則第 70 号平成 31 年 1 月 1 日規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、高知市立点字図書館条例(昭和 42 年条例第 41 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第 2 条 点字図書館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 司書
- (3) その他の職員

(高知声と点字の図書館運営協議会)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項に規定する高知声と点字の図書館運営協議会(以下「協議会」という。)に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。
- 6 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 協議会の庶務は、点字図書館において処理する。
- 8 前各項に規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(点字図書館資料等の管理等)

第 4 条 次に掲げる点字図書館資料等(以下「図書館資料等」という。)の購入、検収及び管理については、図書館資料等の合理的、かつ、能率的な運営を図るため、高知市物品会計規則(平成 8 年規則第 31 号)第 54 条の規定により、この規則の定めるところにより行う。

- (1) 点字図書、録音図書その他の資料(以下「図書等」という。)
- (2) 読書機器、情報機器及び日常生活支援用具(以下「読書機器等」という。)
- (3) 図書等の資料製作用機器(以下「資料製作用機器」という。)

(図書館資料等の年度区分)

第5条 図書館資料等の受入れ及び払出しは、会計年度によって区分し、その所属年度は、現に受入れ又は払出しのあつた日の属する年度とする。

(寄贈図書館資料等の受入れ)

第6条 寄贈された図書館資料等(以下「寄贈図書館資料等」という。)の受入れは、館長が行う。

2 寄贈図書館資料等には、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を記入してその厚意を記念するものとする。

3 寄贈に要する経費は、寄贈者の負担とする。ただし、特に必要があると認めるときは、その経費の一部又は全部を市で負担することができる。

(帳簿の記載)

第7条 館長は、図書館資料等の受入れ及び払出しに関する基本帳簿及び必要な補助簿等を備えて図書館資料等の管理を明らかにしなければならない。

2 基本帳簿への記載は、その記載原因の発生の都度、直ちにしなければならない。

(帳簿記載の省略)

第8条 消耗度の高いもの及び時期性の強いもの並びに雑誌、新聞、パンフレット等については、前条の規定にかかわらず、基本帳簿への記載を省略することができる。

(館内利用)

第9条 図書館資料等は、館内で職員の指示に従い利用できる。

(貸出しを受けることができる者)

第10条 図書等及び読書機器等の個人貸出し(以下「個人貸出し」という。)を受けすることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下「視覚障害者等」という。)

(2) 前号に掲げる者のほか、館長が適当と認めた者

2 図書等及び読書機器等の団体貸出し(以下「団体貸出し」という。)を受けすることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 他の点字図書館及び公共図書館

(2) 視覚障害者等の団体

(3) 視覚障害者等が利用する福祉、医療、教育施設等で館長が適当と認めたもの

(個人貸出し又は団体貸出しを受ける者の登録)

第11条 個人貸出し又は団体貸出しを受けようとする者は、館長の定めるところにより登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者は、当該登録に係る事項について異動を生じたときは、その旨を館長に届け出なければならない。

(貸出期間等)

第12条 図書等及び読書機器等の貸出期間は、郵送日数を除き30日以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、その期間を伸縮することができる。

- 2 個人貸出しについて、同時に貸し出すことができる図書等の数量は、点字図書にあつては10タイトル以内、録音図書その他の資料にあつては20タイトル以内とする。
- 3 団体貸出しについて、同時に貸し出すことができる図書等の数量は、50タイトル以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、その数量を変更することができる。
- 4 同時に貸し出すことができる読書機器等の数量は、館長が定める。
(ボランティアの登録)

第13条 条例第3条第2号に規定する点訳・音訳ボランティアその他点字図書館ボランティアとして活動しようとする者は、館長の定めるところにより登録を受けなければならない。

(資料製作用機器の貸出し)

第14条 資料製作用機器の貸出しを受けることができる者は、前条の登録を受けた者(以下「登録ボランティア」という。)及び館長が適当と認めた者とする。

- 2 資料製作用機器の貸出期間は、登録ボランティアにあつては当該登録期間内とし、館長が適当と認めた者にあつては館長が認めた期間とする。

(不用図書館資料等の廃棄)

第15条 館長は、不用又は使用不能になった図書館資料等は、適時にこれを廃棄し、常に図書館資料等の質的向上を図るものとする。

- 2 館長は、善良な管理の下で図書館資料等が亡失したときは、その事情を調査し、6月以上経過しても未解決のときは、これを除籍処分にすることができる。

(施設の使用)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、点字図書館の施設を使用させることができる。

- (1) 視覚障害者等が更生のための研修会等に使用するとき。
 - (2) 視覚障害者等の援護及び福祉を目的として使用するとき。
 - (3) 点訳及び録音奉仕活動のために使用するとき。
 - (4) その他市長が適当と認めるとき。
- 2 点字図書館の施設を使用しようとする者は、市長に事前の許可を受けるものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(附則等省略)

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知市立点字図書館条例施行規則（昭和50年規則第1号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、高知声と点字の図書館（以下「声と点字の図書館」という。）における図書等及び読書機器等（以下「資料等」という。）の貸出しその他のサービスの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

（視覚障害者等）

第3条 規則第10条第1項第1号に規定する視覚障害者等とは、別表1に掲げる障害等の状態にあり、かつ、著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項に規定する視覚著作物を視覚によりその表現が認識される方式によって利用することが困難な者をいう。

（利用登録）

第4条 規則第11条第1項の登録（以下「利用登録」という。）を受けようとする者は、所定の利用登録申込書により館長に申し込むものとする。ただし、利用登録を受けようとする者が声と点字の図書館に来館できないときは、電話、ファクシミリ、郵便、電子メール等により、又はその代理人が申し込むことができる。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該申込みをした者の利用登録を行うものとする。この場合において、個人貸出しに係る利用登録の申込みについては、別表2に定める確認事項によりその内容を確認するものとする。

（貸出手続）

第5条 利用登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、資料等の貸出しを受けようとするときは、館長に申し出るものとする。ただし、登録者が声と点字の図書館に来館できないときは、電話、ファクシミリ、郵便、電子メール等により、又はその代理人が申し出ることができる。

（登録の取消し等）

第6条 館長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取り消し、又は資料等の貸出しを停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用登録を受けたとき。
- (2) 貸出しを受けた資料等を転貸したとき。
- (3) 規則第12条第1項に規定する貸出期間を経過し、貸出しを受けた資料等の返却の督促を受けたにもかかわらず当該資料等を返却しないとき。
- (4) 高知市立点字図書館条例（昭和42年条例第41号）、規則又はこの要綱に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が不適當と認めるとき。

（ボランティアの登録）

第7条 規則第13条の登録を受けようとする者は、所定の様式により館長に申し込むものとする。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認められたときは、当該申込みをした者を所定のボランティア名簿に登録するものとする。

3 館長は、登録ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 登録ボランティアとしての活動（以下「ボランティア活動」という。）を中止する申出があったとき。

(2) 1年以上ボランティア活動の実態がないとき。

（その他のサービスの利用等）

第8条 登録者のうち、個人貸出しの利用登録を受けたもの（以下「個人貸出登録者」という。）は、声と点字の図書館において、次に掲げるサービスを利用することができる。

(1) サピエ図書館サービス（特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する視覚障害者情報総合ネットワークに声と点字の図書館を通じて会員登録した個人貸出登録者に対し、当該ネットワークが録音図書等のデータ等を提供するサービスをいう。）

(2) 対面音訳サービス

(3) 資料製作サービス（オーテピア高知図書館（高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館をいう。）が所蔵する図書館資料又は個人貸出登録者が所有する資料について点訳、音訳又はデジタル化の方式による製作を行うサービスをいう。）

2 登録者は、資料等の貸出しを受けるに当たっては、郵送貸出サービスを利用することができる。

3 前2項に規定するサービスを利用する場合は、個人貸出登録者又は登録者は、館長に申し出るものとする。ただし、第1項第2号に掲げるサービスを利用する場合は、個人貸出登録者は、あらかじめ当該サービスの利用を希望する日時を申し出るものとする。

（資料製作サービスによる製作）

第9条 館長は、前条第1項第3号に掲げるサービスの利用について同条第3項の規定による申出があったときは、当該申出に係る資料について他の点字図書館等において個人貸出登録者の求める方式で製作されておらず、かつ、製作される予定がない場合（館長が必要と認める場合を含む。）に限り、当該方式により製作することができる。

2 前項の製作は、点訳、音訳又はデジタル化の方式のうちいずれかの方式によるものとし、同一資料について複数の方式で製作しないものとする。

（郵送貸出サービスによる貸出し）

第10条 館長は、第8条第2項に規定するサービスの利用について同条第3項の規定による申出があったときは、当該申出に係る資料等が郵便法（昭和22年法律第165号）第27条第2号又は第3号に掲げる郵便物に該当する場合に限り、郵送により貸

し出すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、館長は、郵便法第27条第3号に掲げる郵便物に該当しない録音図書その他の資料について、特に必要と認めるときは、郵送により貸し出すことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。

別表1

障害等の状態
視覚障害
聴覚障害
肢体障害
精神障害
知的障害
内部障害
発達障害
学習障害
いわゆる「寝たきり」の状態
一過性の障害
入院患者
その他館長が認めた障害

別表2

利用登録確認項目リスト

確認事項
身体障害者手帳がある。 [] 級
精神障害者保健福祉手帳がある。 [] 級
療育手帳（愛の手帳）がある。 区分 []
医療機関・医療従事者からの証明書がある。
福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある。
学校・教師から障害の状態を示す文書がある。
職場から障害の状態を示す文書がある。
学校における特別支援を受けている、又は受けていた。
福祉サービスを受けている。
ボランティアのサポートを受けている。
家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている。
活字をそのままの大きさでは読めない。

活字を長時間集中して読むことができない。
目で読んでも内容が分からない，あるいは内容を記憶できない。
身体 <small>からだ</small> の病臥 <small>びや</small> 状態，まひ等により，資料を持ったりページをめくったりできない。
その他原本をそのままの形では利用できない。

(障害の種類) 視覚，聴覚，平衡，音声，言語，咀嚼，上肢，下肢，体幹，運動—
上肢，運動—移動，心臓，腎臓，呼吸器，膀胱，直腸，小腸，免疫

令和5年度要覧

令和5年6月発行

編集発行

オーテピア高知声と点字の図書館

〒780-0842 高知市追手筋 2-1-1 オーテピア 1階

電話 088-823-9488 FAX088-820-3218

<https://otepia.kochi.jp/braille>